

芦屋市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	2
3 計画の策定体制	4
4 次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉の評価	5

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 子ども人口の現状・課題	8
2 教育・保育施設の現状・課題	16
3 地域の子育て支援の現状	21
4 アンケートから見られる現状	32

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	35
2 基本的な視点	36
3 基本目標	37
4 圏域設定	38

第4章 子ども支援施策の推進方法

第5章 事業計画

第4章以降については、次回、
子ども・子育て会議にて提示予定

第6章 計画の推進体制

参考資料

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以上の50万人を割るものと推計しています。

また、ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化が進行するだけでなく、晩婚化・晩産化が進行しており、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が影響していることがうかがわれます。

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

芦屋市においては、平成17年度から、「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画」を策定し、地域で安心して子育てができ、また、これからの社会を担っていく子ども達が健やかに成長できるよう、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、現在子どもや子育てをめぐる環境の現実は一層厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、待機児童の解消が喫緊の課題となっており、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指します。

そして、子ども・子育て関連3法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、区市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことを義務づけられています。

そこで、芦屋市では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画を踏まえながら、平成27年度から31年度の5か年を計画期間とした、「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定します。

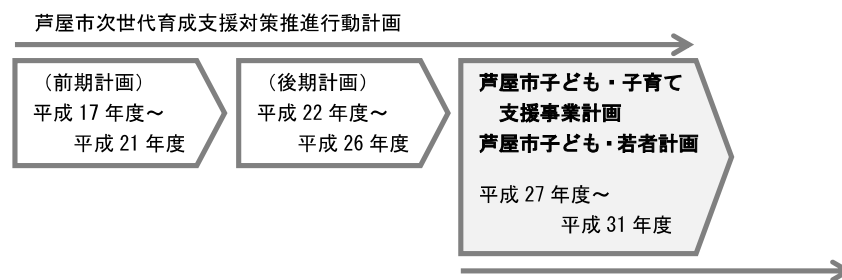
2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

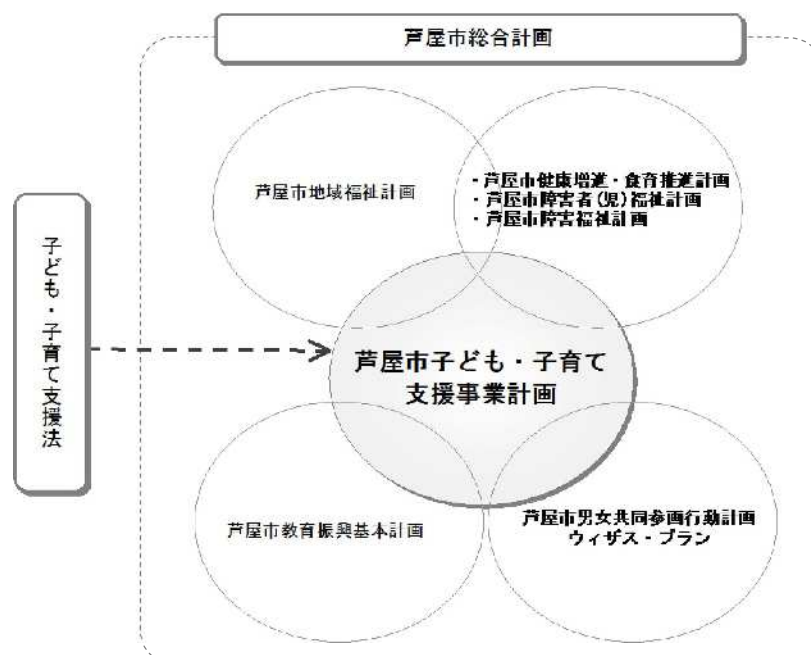
この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけられます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、芦屋市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、第4次芦屋市総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されていますが、本市においては、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉の考えや取り組みを踏襲した、本市における子ども・子育て支援事業を総合的に推進していく計画と位置づけられます。

子ども・子育て支援事業計画の基本的な方向性



他計画との関連



(2) 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成 27 年度から 5 年を 1 期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5 年ごとに策定するものとされていることから、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度		
第3次芦屋市総合計画（初年度 H13 年度）																
				見直し		第4次芦屋市総合計画（最終年度 H32 年度）										
芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画 ＜前期＞									見直し							
						芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画 ＜後期＞				芦屋市子ども・子育て支援事業計画						
										芦屋市子ども・若者計画						
						第2次芦屋市 地域福祉計画				次期計画						
						芦屋市健康増進・ 食育推進計画				第2次芦屋市健康増進・ 食育推進計画				次期計画		
						芦屋市障害者(児)福祉計画 第5次中期計画				芦屋市障害者(児)福祉計画 第6次中期計画						
						芦屋市第2期 障害福祉計画				芦屋市第3期 障害福祉計画				芦屋市第4期 障害福祉計画		次期計画
						芦屋市教育振興基本計画				次期計画						
						第3次芦屋市男女共同参画 行動計画（ウィザース・プラン）				次期計画						

3 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

①調査対象

就学前児童（0～5歳）の保護者から 2,250 人、小学生（1～6年生）の保護者から 1,250 人、合計 3,500 人を無作為に抽出して実施しました。

②調査期間・方法

平成 25 年 10 月 7 日～平成 25 年 11 月 11 日 郵送による配布、回収

※回答期限については、当初期限 10 月 31 日から延長しました。

③回収状況

対象	配布数	配布回収方法	有効回収数	回収率
就学前の子どもがいる世帯	2,250 件	郵送	1,359 件	60.4%
小学生の子どもがいる世帯	1,250 件	郵送	653 件	52.2%
合計	3,500 件		2,012 件	57.5%

(2) 「芦屋市子ども・子育て会議」の開催

本計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「芦屋市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

また、「基準検討部会」「支援事業部会」を設置し、新制度における施設、事業の認可基準や給付にかかる確認基準や地域子ども・子育て支援事業の実施について、具体的な検討を行い、計画策定に関する意見、提言をいただきました。

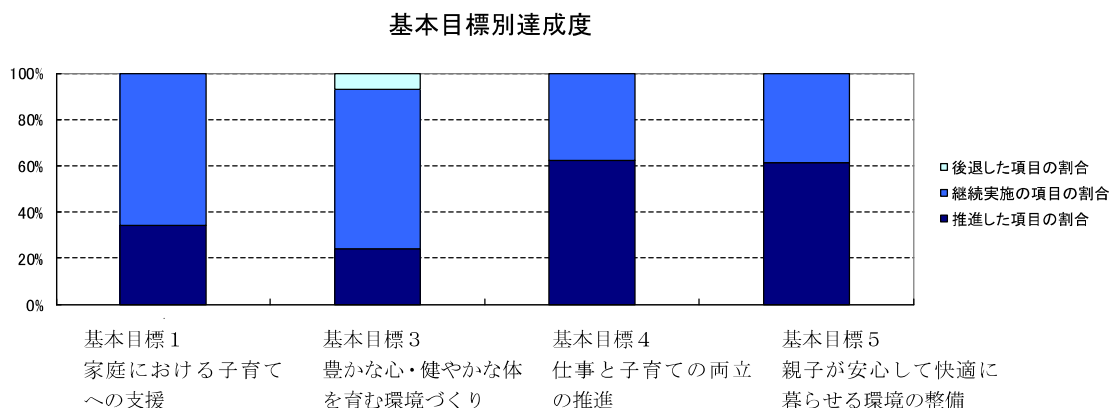
4 次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞の評価

本計画を策定するにあたり、子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するために取り組んできた芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞の評価を行うことで、その考え方や取り組みを踏襲し、今後の子ども・子育て支援を総合的に推進します。

■次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞の評価・まとめ

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞では、5つの基本目標、21施策、322事業で推進してきました。この中には、国が指定する特定事業と市が重点的に取り組むべき重点事業があります。

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞検証・総括でみると、次のとおりです。



- ・基本目標2「母と子どもの健康の確保と増進」については芦屋市健康増進・食育推進計画に包括
- ・基本目標3のうち、「障害児施策の充実」については芦屋市障害者（児）福祉計画 第5次中期計画、芦屋市第2期障害福祉計画に包括

※【評価点数基準】 5：とてもよくできている（大いに前進） 4：そこそこできている（少し前進）
3：ふつう（以前と同じように継続実施） 2：あまりできていない（少し後退）
1：ほとんどできていない（大いに後退）

上記評価点数基準に基づき、1・2：「後退した項目」、3：「継続実施の項目」、4・5：「推進した項目」として、項目数で構成割合を表示。また、基本目標別にすべての点数を加算し、項目数で平均点数を算出する。

基本目標1：「家庭における子育てへの支援」 (3.41点/5点満点)

- 方向性（1）多様な子育て支援サービスの充実 （2）子育て支援のネットワークづくり
（3）ひとり親家庭の自立支援の推進 （4）子育て家庭への経済的支援

著しく推進したという項目はありませんが、全体として支援体制は緩やかに前進しました。事業等の周知方法にまだ検討の余地はあるものの、多様な形で周知・啓発活動を展開しており、一定の推進は評価できます。

利用しにくい事業や利用頻度が低い事業について、個々の点検を行い、いかに地域と連携し子育て支援を推進していくのかが、今後の検討課題です。

基本目標：3「豊かな心・健やかな体を育む環境づくり」 (3.14 点/5点満点)

- 方向性 (1) 次代の親の育成 (2) 家庭の教育力の向上
- (3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (4) 地域における子どもの居場所づくりの推進
- (5) 子どもの人権が尊重される取組の推進
- (7) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

相談事業、啓発、学習機会や居場所の確保等、推進できたかどうかの評価・検証が難しい内容が多く、他の基本目標と比較すると、平均評価点数と進捗率のどちらも低いという結果になっています。

今後も地域の中での公共施設等の活用を図り、関係団体との連携を深め、地域活動を通して、居場所づくりを推進し、多様化するニーズに対応していくことが求められています。

また、今のまま継続することで成果が期待できる事業か、事業の見直しが必要かどうかを検討し、支援体制の強化に努める必要があります。

基本目標4：「仕事と子育ての両立の推進」 (3.75 点/5点満点)

- 方向性 (1) 保育サービス等の推進 (2) 仕事と子育ての両立を図るための意識啓発

全体的に推進している事業が多く見られます。

芦屋市独自に設定した重点事業の一つ「保育サービス等の充実」にも該当しており、一定の成果が得られています。しかし、事業の充実がさらなるニーズを呼び込んでいることも否めず、通常保育事業における待機児童の解消など、本計画で引き続き対策を図っていく課題を残しています。

基本目標5：「親子が安心して快適に暮らせる環境の整備」 (3.77 点/5点満点)

- 方向性 (1) 良好な居住環境の確保 (2) 子どもにやさしい環境の整備
- (3) 犯罪や事故から子どもを守るための環境の整備

平均評価点数が示すとおり、推進して充実している事業が多く見られます。

良好な居住環境の確保や、子どもにやさしい環境の整備、犯罪や事故から子どもを守るための環境の整備など、この数年間において、行政、地域ともに力を注いできた施策とも言え、建設部局との継続した事業への取り組みが必要とされています。

環境の整備については今後も地域、関係機関との連携を充実させ、子育て世帯にとって安全安心な体制づくりに努める必要があります。

■子ども・子育て支援事業計画に定められている事業と芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞
の特定事業・重点事業の関連

芦屋市が次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞で推進してきた重点事業、国が指定した特定事業は本計画に引き継がれます。

No.	子ども・子育て支援事業計画に定められている事業	関連個別計画 ※1	特定／重点 ※2	芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞				
				事業No. ※3	事業名	策定時実績 (平成21年度実績)	平成24年度 実績	平成26年度 目標
1	教育・保育の提供体制	次世代	特定	212	通常保育事業	定員 756 人／日・ 11 か所	定員 846 人／ 日・13 か所	定員 936 人／日・ 13 か所
2	延長保育事業	次世代	特定	214	延長保育事業	定員 125 人／日・ 11 か所	定員 155 人／日・ 13 か所	定員 155 人／日・ 13 か所
3	放課後児童クラブ	次世代	特定	222	放課後児童健全育成事業 (放課後子どもプラン (クラブ型))	8 か所 10 教室	8 か所 10 教室	8 か所 10 教室： 利用時間の延長
4	子育て短期支援事業	次世代	特定	3	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	6 か所 (市内は 1 か所)	6 か所 (市内は 1 か所)	7 か所 (市内は 1 か所)
5	地域子育て支援拠点事業	次世代	特定	44	つどいの広場事業 「むくむく」 (地域子育て支援拠点事業)	ひろば型 1 か所	1 か所	1 か所
					センター型	0 か所	1 か所	1 か所
6	一時預かり	次世代	特定	5	一時預かり(一時保育)事業	4 か所	5 か所	6 か所
7	病児・病後児保育事業	次世代	特定	216	病児・病後児保育事業	未実施	病後児： 定員 3 人／日・ 1 か所	病後児： 定員 3 人／日・ 1 か所
8	ファミリー・サポート・センター事業	次世代	特定	2	ファミリー・サポート・センター事業	1 か所：病後児預かりの試行実施	1 か所：病後児預かりの試行実施	1 か所：病後児預かりの本格実施
9	妊婦健康診査	健康						
10	乳児家庭全戸訪問事業	健康						
11	養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業							

※1 関連計画は、次世代：芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞、健康：芦屋市健康増進・食育推進計画を示しています。

※2 特定／重点は、特定：国が指定する特定事業、重点：市が重点的に取り組むべき重点事業を示しています。

※3 事業 No. は、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞における個別事業番号です。

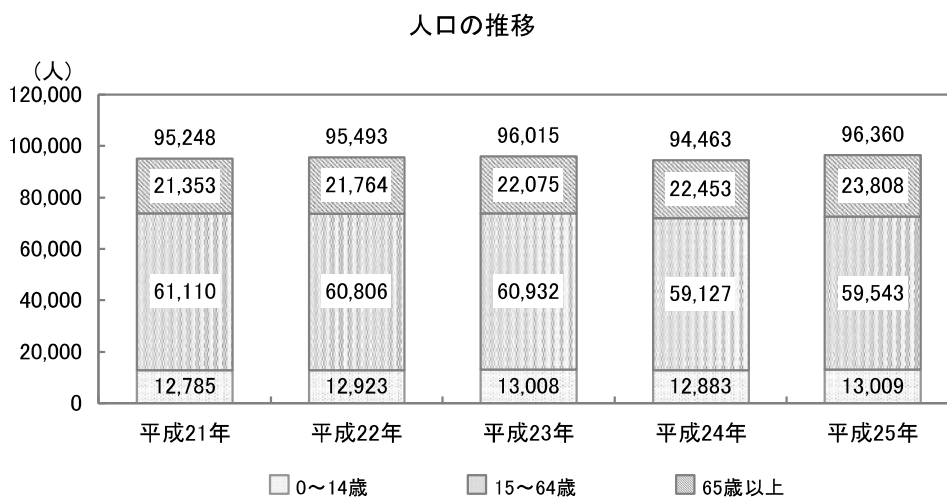
第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 子ども人口の現状・課題

(1) 人口の推移

① 人口の推移

総人口は、平成 24 年に一旦減少したものの、年々増加傾向となっており、平成 25 年は 96,360 人です。そのうち、0～14 歳の年少人口は、直近 5 年で 13,000 人前後と横ばいで推移しており、人口の約 13%を占めています。

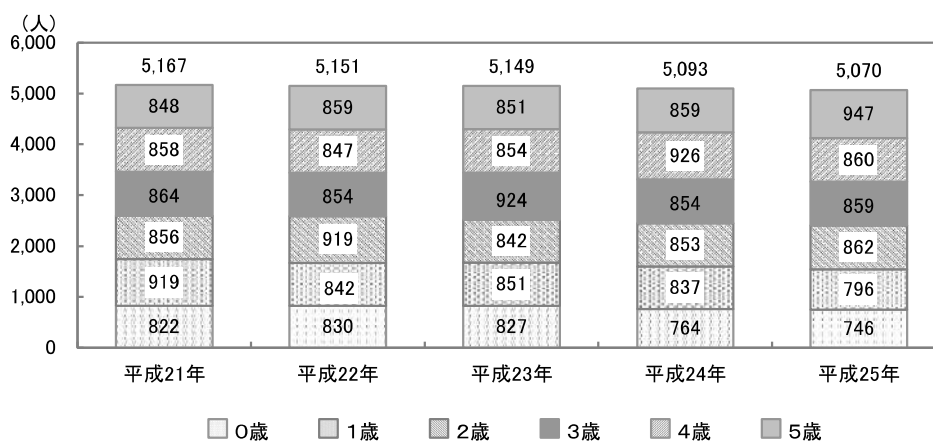


資料：住民基本台帳および外国人登録人口（各年 4 月 1 日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

就学前児童数は年々減少しており、平成 25 年には 5,070 人となっています。年齢別でみると、0 歳児と 1 歳児が減少傾向にあるのに対し、5 歳児は増加傾向にあります。

年齢別就学前児童数の推移

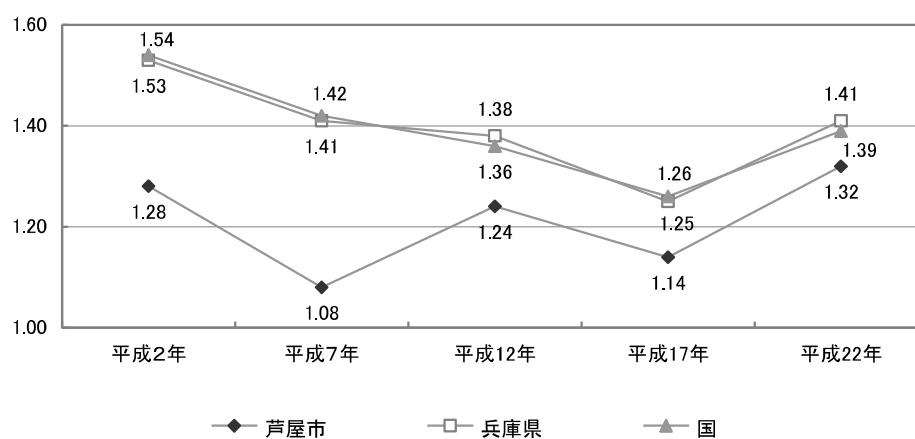


資料：住民基本台帳および外国人登録人口（各年 4 月 1 日現在）

③ 芦屋市・兵庫県・国における合計特殊出生率の比較

合計特殊出生率は、全国や兵庫県の水準を下回って推移していますが、年々国や県の水準に近づいており、平成 22 年には 0.1 ポイントの差となっています。

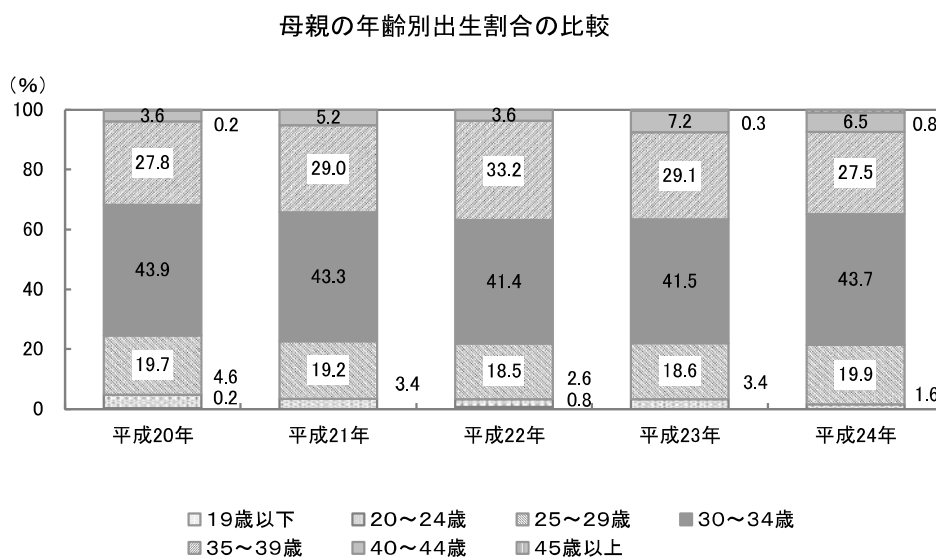
合計特殊出生率の推移



資料：兵庫県保健統計年報

④ 母親の年齢別出生割合の比較

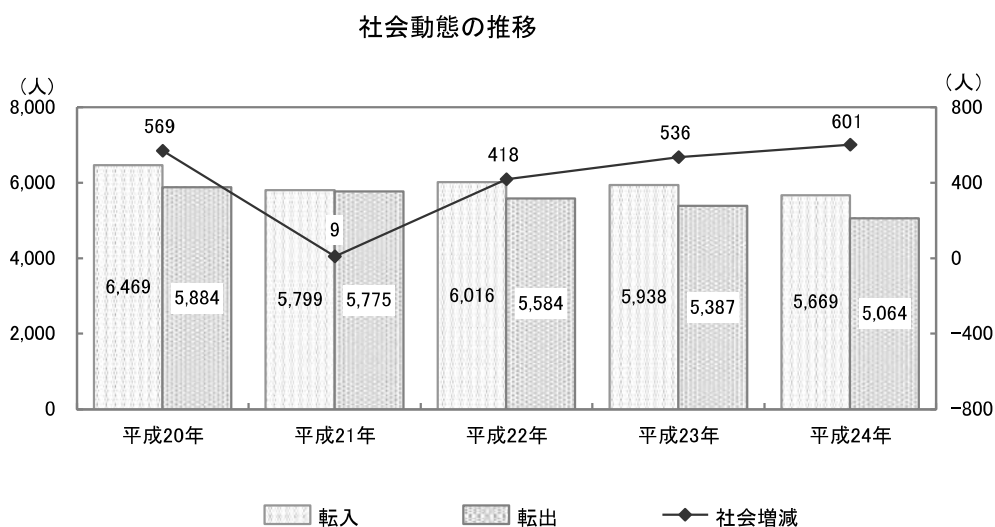
母親の年齢別出生割合をみると、30～34歳が約4割を占めています。また、40歳以上の割合は年々増加傾向にあります。



資料：兵庫県保健統計年報

⑤ 社会動態

社会動態をみると、直近5年では転入人口が転出人口を上回っており、平成24年では601人の社会増となっています。



資料：芦屋市統計書

(2) 婚姻の動向

① 未婚率の推移

未婚率をみると、男女ともに晩婚化が進んでいることがわかります。特に、30～39歳の男性を除き、未婚率は国と兵庫県の水準より高くなっています。

未婚率の推移

単位：％

	20～24 歳		25～29 歳		30～34 歳		35～39 歳	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成7年	95.3	93.6	71.8	58.7	35.2	25.5	15.6	14.4
平成12年	95.8	92.8	68.1	59.5	36.8	31.0	19.7	18.7
平成17年	96.8	94.8	73.8	66.6	38.3	33.7	20.3	21.3
平成22年	97.6	95.5	73.1	68.4	40.1	35.3	24.9	24.7

未婚率（平成22年）の全国・兵庫県との比較

単位：％

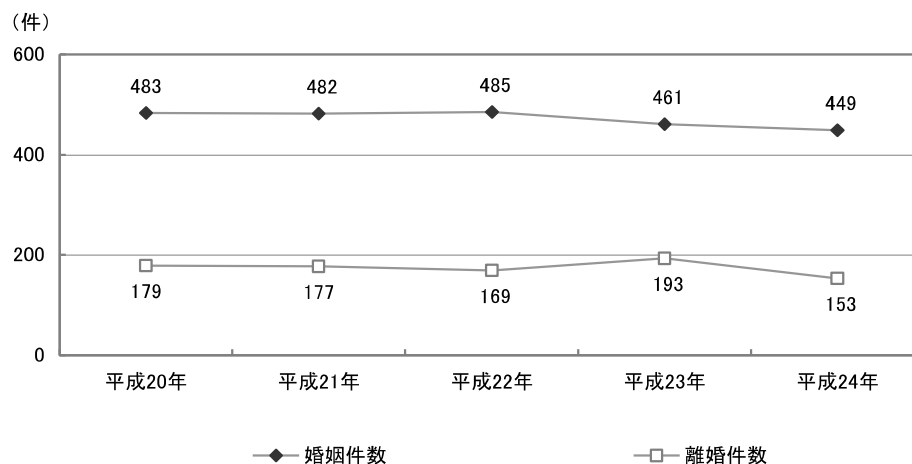
	20～24 歳		25～29 歳		30～34 歳		35～39 歳	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
芦屋市	97.6	95.5	73.1	68.4	40.1	35.3	24.9	24.7
兵庫県	91.8	89.2	68.9	60.7	43.8	34.6	31.7	22.5
全国	91.4	87.8	69.2	58.9	46.0	33.9	34.8	22.7

資料：国勢調査

② 婚姻・離婚届の推移

婚姻件数は年々減少傾向にあり、平成24年には449件と、平成20年に比べて34件少なくなっています。

婚姻・離婚届の推移

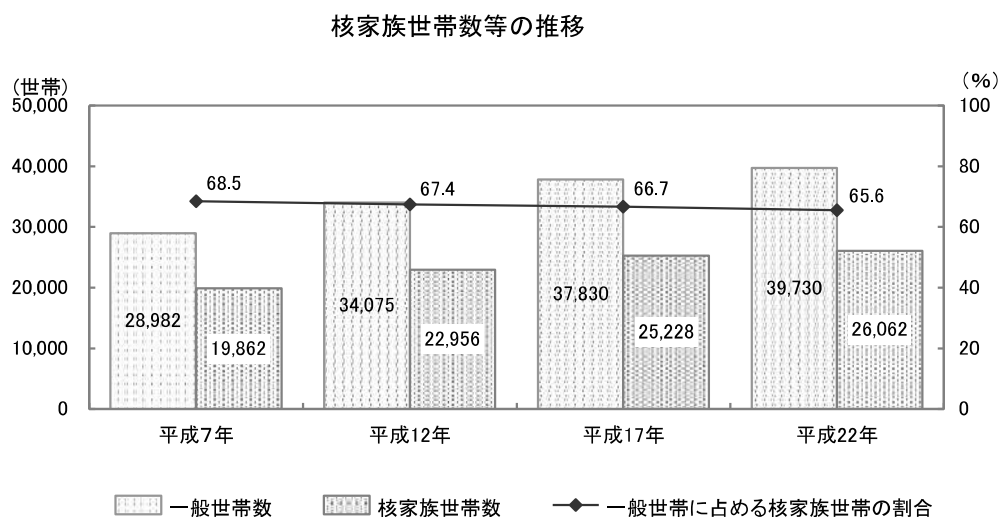


資料：芦屋市統計書（各年3月末現在）

(3) 世帯の推移

① 核家族世帯数等の推移

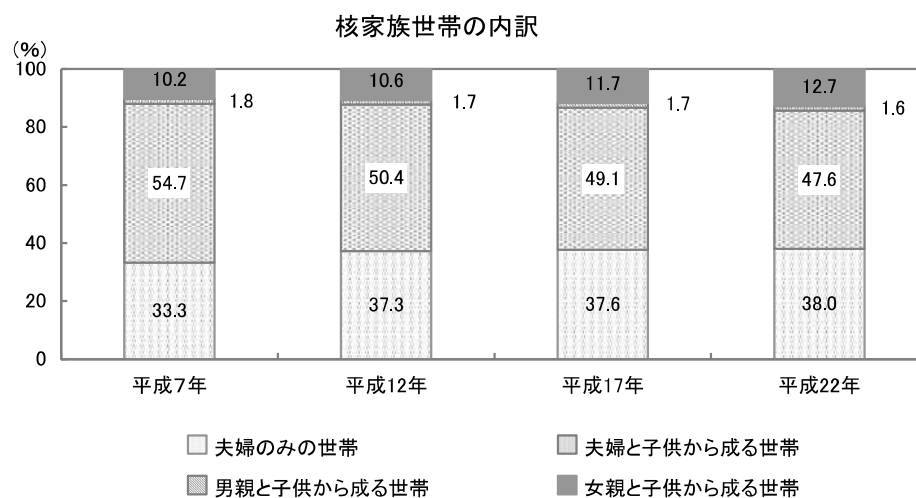
転入人口の増加に伴う世帯数の増加が想定され、核家族世帯数についても年々増加しています。



資料：国勢調査

② 核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳をみると、夫婦のみの世帯の割合が年々高くなっており、少子高齢化により子どものいない世帯の増加が想定されます。

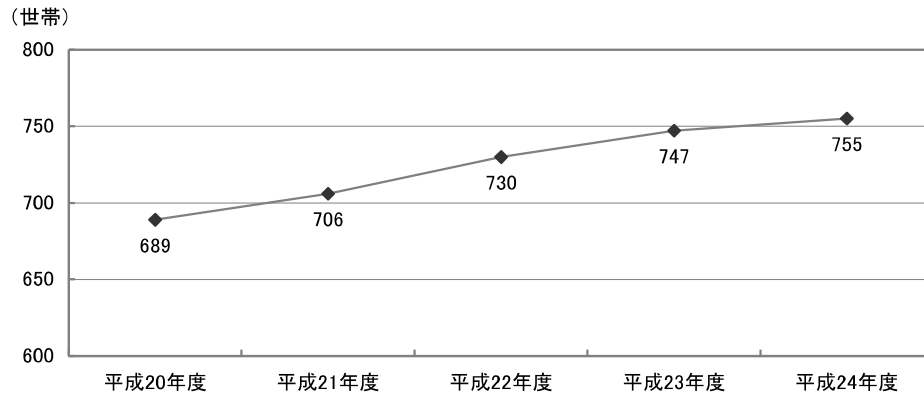


資料：国勢調査

③ ひとり親家庭の推移

ひとり親家庭の推移をみると、年々増加しており、平成 24 年度には 755 世帯となっていることから、今後も引き続きひとり親家庭の増加が予想されます。

ひとり親家庭の推移



※ 平成 21 年度までは母子世帯の数，平成 22 年度以降は母子世帯と父子世帯の合計

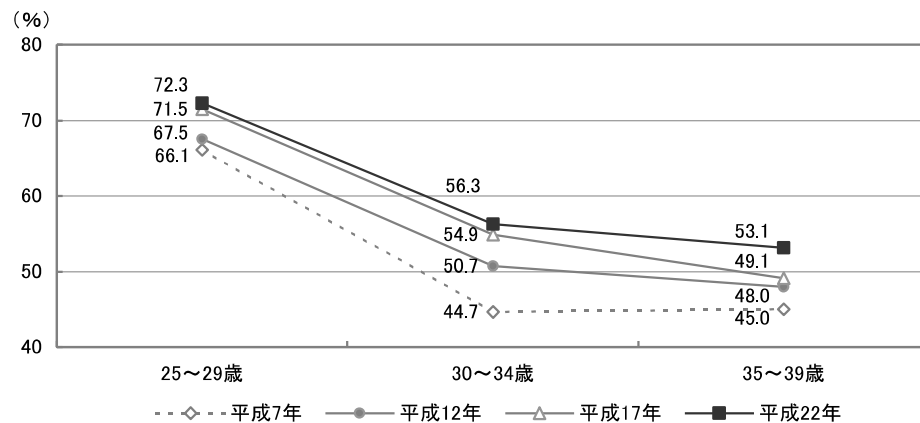
資料：事務報告書

(4) 就業状況

① 女性の労働力率の推移

女性の労働力率は、どの世代も年々上昇しているものの、一般的に結婚や出産、育児の時期が集中すると思われる 20 歳代後半から 30 歳代前半にかけて落ち込んでおり、その傾きに大きな変化はみられません。

労働力率の推移（女性，25～39 歳抜粋）

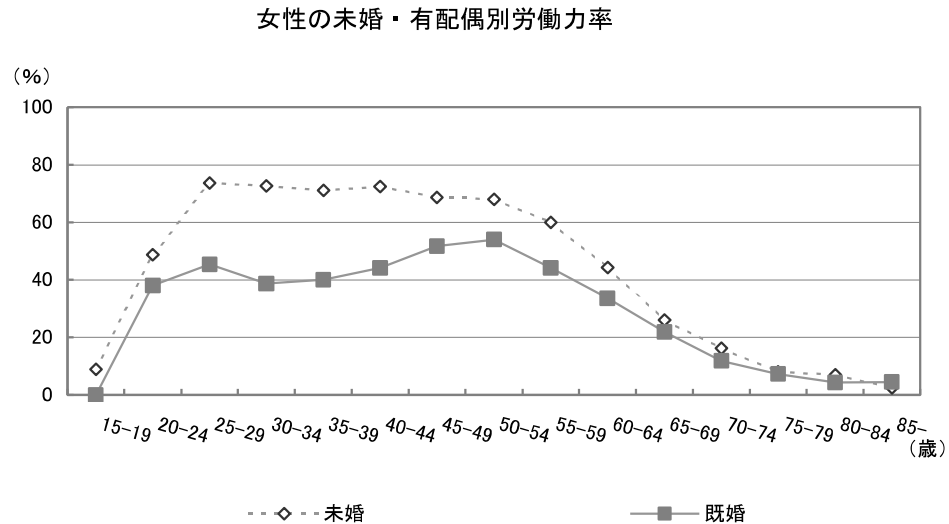


※労働力率 = 15 歳以上人口に占める労働力人口の比率

資料：国勢調査

② 女性の未婚・有配偶者別労働力率

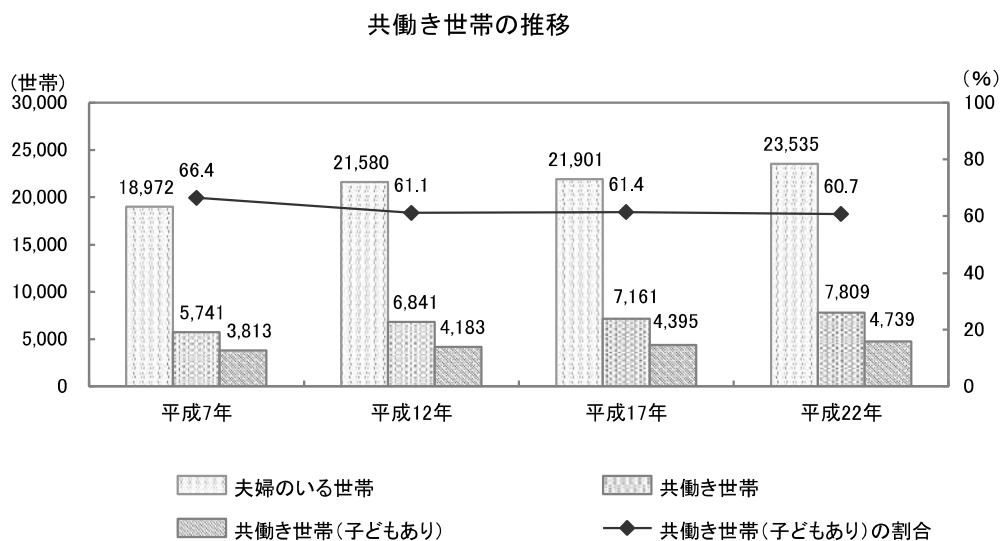
女性の労働力率を未婚・有配偶者別にみると、出産・育児期にあたる25～44歳で大きく違いがみられ、30ポイント程度の差が開いています。



資料：国勢調査

③ 共働き世帯の状況

共働き世帯は年々増加しており、子どもがいる共働き世帯は平成22年で4,739世帯あり、平成7年から1.2倍に増加しています。

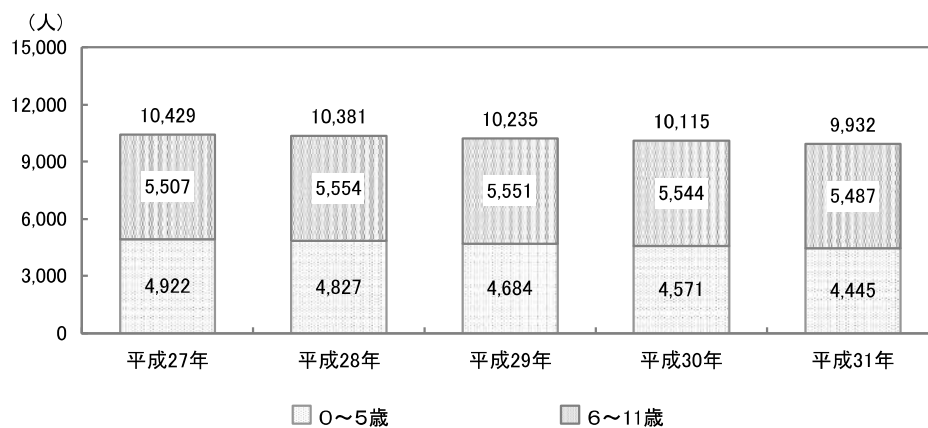


資料：国勢調査

④ 将来推計人口予測

0～11 歳までの将来人推計人口は、年々増加傾向で、平成 31 年には 9,932 人となっており、平成 27 年に対して、5%減少となっています。

将来推計人口予測



資料：芦屋市人口推計報告

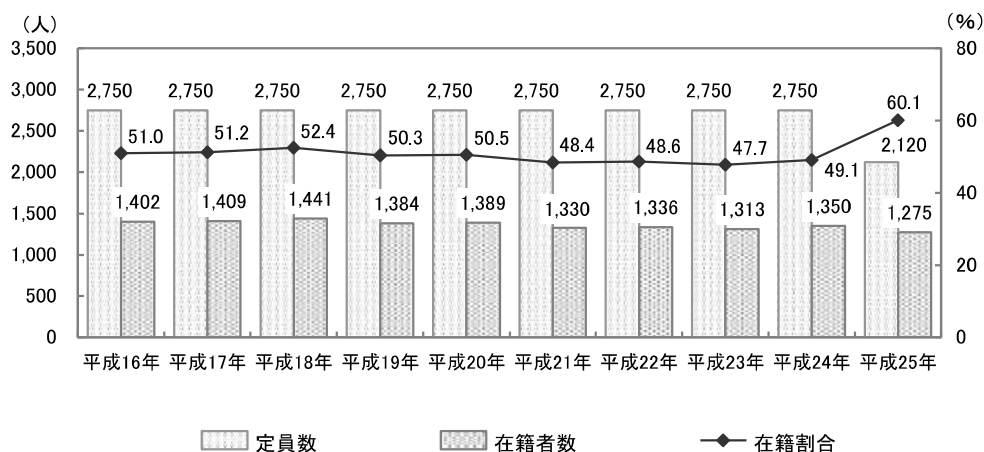
2 教育・保育施設の現状・課題

(1) 幼稚園のまとめ

① 幼稚園の定員数と在籍者数

幼稚園在籍者は、ゆるやかに減少傾向にあります。なお、平成25年度の定員数の減少は、預かり保育の部屋数の増加により、定数を変更したものです。

幼稚園の定員数と在籍者数の推移

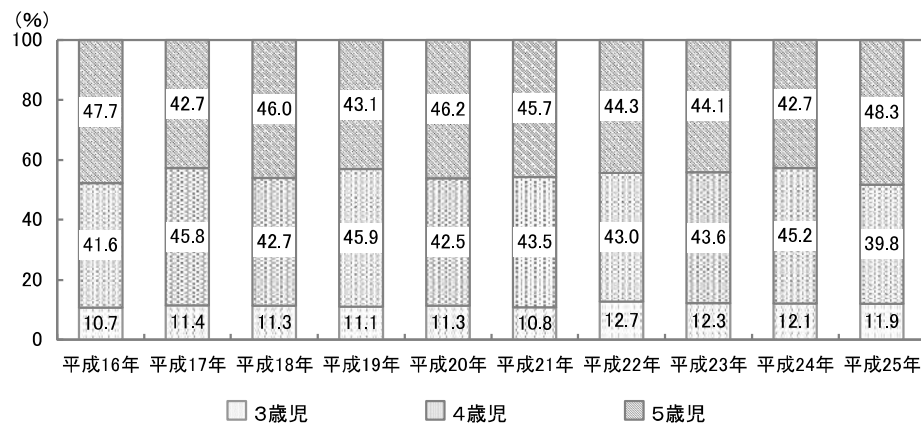


資料：教育委員会管理課（各年5月1日現在）

② 年齢別幼稚園の在籍割合

年齢別幼稚園の在籍割合は、平成16年以降ほぼ横ばいで、3歳児が1割程度となっており、4歳児と5歳児が同程度の割合で推移しています。

年齢別幼稚園の在籍割合の推移

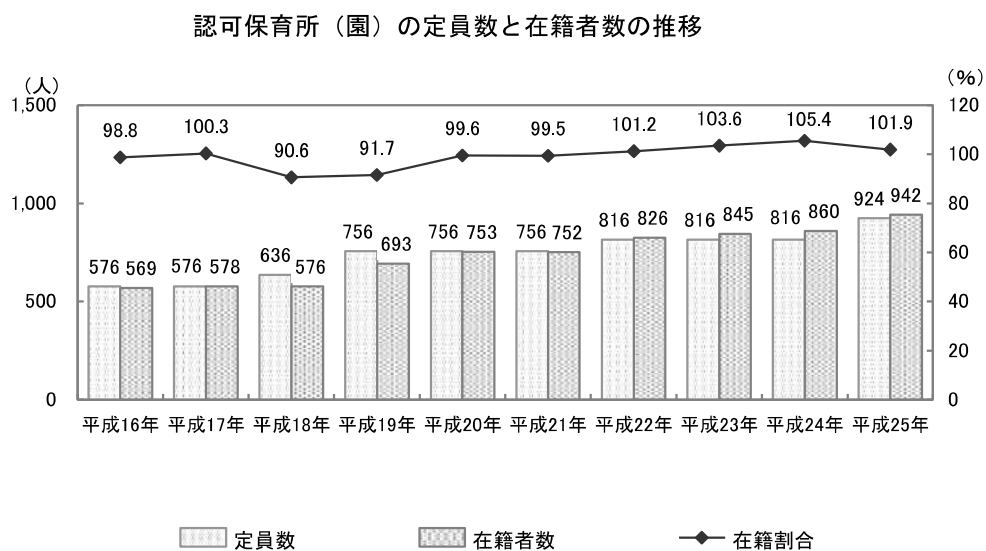


資料：教育委員会管理課（各年5月1日現在）

(2) 認可保育所（園）のまとめ

① 認可保育所（園）の定員数と在籍者数

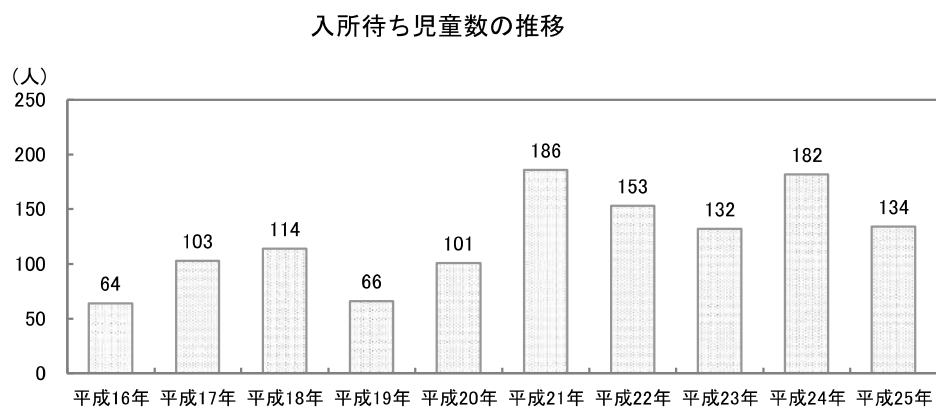
認可保育所（園）の定員枠を増やしているものの、それに伴い在籍者も増加しており、平成 22 年以降在籍割合は 100%を超えています。



資料：保育課（各年 4 月 1 日現在）

② 入所待ち児童数の推移

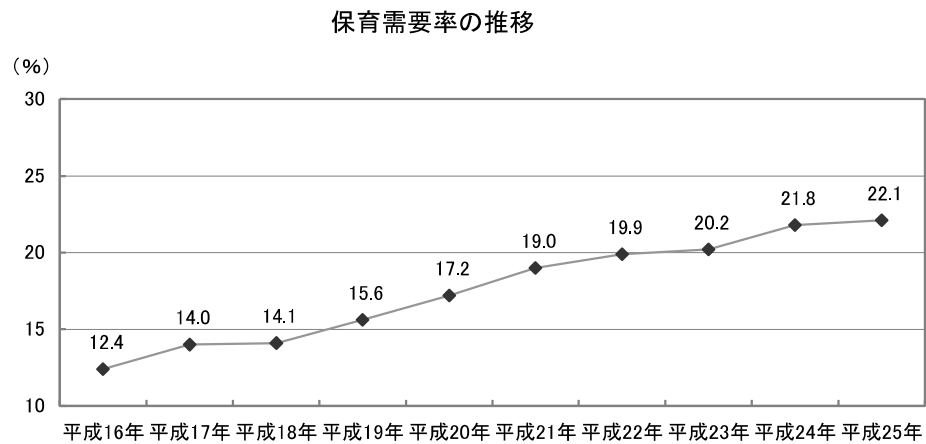
年度はじめの入所待ち児童は平成 16 年以降、常に生じており、平成 25 年では 134 人となっています。



資料：保育課（各年 4 月 1 日現在）

③ 保育需要率の推移

就学前児童数に対する要保育児童数（入所児童数と入所待ち児童数を足し合わせたもの）の割合を示した保育需要率は、平成16年以降、年々増加しています。

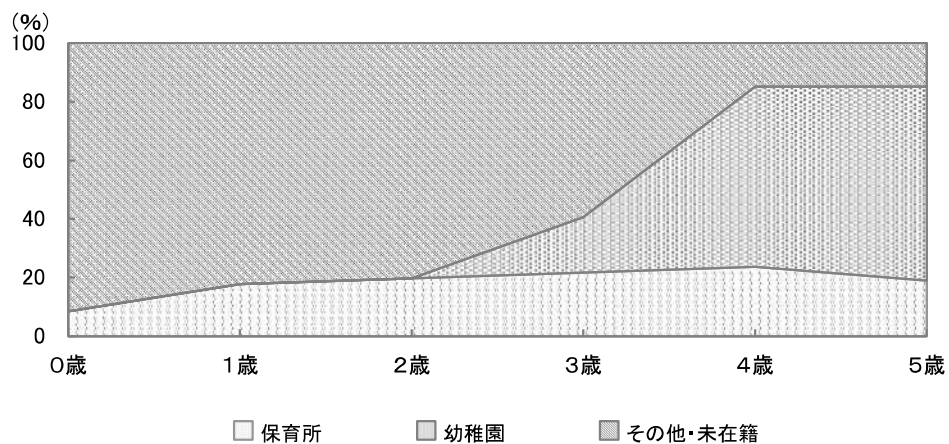


資料：保育課（各年4月1日現在）

（3）各歳児の施設在籍状況

保育所は、各年齢とも2割程度を占めています。一方で、幼稚園については、2歳から徐々に増え、4・5歳児では、6～7割程度を占めています。

各歳児の施設在籍状況（平成25年4月現在）



資料：保育課・教育委員会管理課

(4) グループ型保育（市独自事業）

市は平成 25 年度から、入所待ち児童の大部分を占める低年齢児の受け入れを進めるため、グループ型家庭的保育事業を始めています。

	施設名	所在地	受入時間		時間外の有無	休日保育	時間預かり	乳児の受入	定員
			開始	終了					
1	ポピンズ家庭的保育室 芦屋	芦屋市楠町 8-16 ハynes山下 1F	7:30	18:00	無	無	無	有	15
2	蓮美幼児学園 芦屋竹園プリメール	芦屋市竹園町6-3	7:30	18:00	無	無	無	有	15

資料：保育課

(5) 認可外保育所のまとめ

兵庫県に届出をしている認可外保育所が 16 施設あります。

	施設名	所在地	受入時間		時間外 の有無	休日 保育	時間 預かり	乳児の 受入	定員
			開始	終了					
1	夢希望チャイルドパークあしやえん	芦屋市西山町13-3 芦屋ビル 1F,2F	7:30	19:00	有	無	有	有	63
2	芦屋キッズアカデミー	芦屋市船戸町12-12	8:00	17:00	有	無	有	有	28
3	アシヤキンダーハウス	芦屋市山芦屋町24-13	9:00	17:00	有	無	有	無	60
4	幼児教室ももたろう	芦屋市川西町 4-22-201	9:30	14:00	有	無	無	無	67
5	キンダーキッズ インターナショナル スクール芦屋校	芦屋市楠町11-24	7:45	18:15	有	無	無	無	115
6	あおぞら幼児教室	芦屋市前田町3-6	9:40	14:30	有	無	無	無	26
7	キッズランド きらきら	芦屋市打出町1-6, 2F	9:00	18:00	有	無	有	無	18
8	芦屋キンダーガルデンSTEPS	芦屋市松ノ内町1-10	10:00	16:00	有	無	無	無	60
9	エムアイピースオアシア 11	芦屋市陽光町4-1	8:30	17:00	無	無	有	無	30
10	モンテッソーリ幼児教室「芦屋こどもの家」	芦屋市東芦屋町5-3	9:00	17:00	無	無	有	有	28
11	ぴーすらんど	芦屋市公光町7-12	9:00	18:00	無	有	有	有	26
12	JR芦屋キッズルーム	芦屋市船戸町1-32	7:30	21:00	無	有	有	有	40
13	キッズライフスキル	芦屋市業平町7-27	9:00	19:00	有	無	有	無	19
14	茶屋保育園	芦屋市茶屋之町5-15	9:00	18:00	有	無	有	有	79
15	チャイルドルーム こどもの森芦屋	芦屋市大原町28-1 パルティ芦屋2F	7:00	20:00	無	無	有	有	27
16	HANA保育園	芦屋市朝日ヶ丘町 24-7	8:00	18:00	無	無	無	有	20

資料：こども政策課

3 地域の子育て支援の現状

① 延長保育事業

通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行っています。

ア 施設数

単位：施設

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
施設数	11	11	12	12	13

イ 利用状況

単位：人、日

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用者数	2,732	2,815	2,999	2,786	3,305
延べ日数	24,326	24,362	25,702	24,408	28,732

資料：事務報告書

② 放課後児童クラブ

保護者等の就労のため、放課後、家庭での保護が受けることのできない小学生児童の健全育成を図るため、留守家庭児童会での受け入れを実施しています。待機児童を作らないよう場所と人員の確保に努めました。

ア 学級数

単位：学級

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
学級数	8	10	10	10	10

イ 利用状況

単位：人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
児童数	350	360	345	371	405
月初登録児童数	330	339	323	353.7	394.9
土曜利用者数	66	59	58	73.1	71.9
延長利用者数			24	67.6	94.6

※月初登録児童数、土曜利用者数、延長利用者数は月平均児童数（小数点 2 位以下切捨て）

資料：事務報告書

ウ 学級別利用状況

単位：人

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ひまわり ひかり (精道)	月初登録児童数	48	40	42	31.5	32.9
	土曜利用者数	4	6	7	6.6	5.9
	延長利用者数	－	－	3	5.9	9.4
ひまわり つばさ (精道)	月初登録児童数	－	26	23	29.8	23.3
	土曜利用者数	－	1	2	1.4	3.0
	延長利用者数	－	－	1	4.4	7.0
なかよし さくら (宮川)	月初登録児童数	71	26	26	33.6	29.1
	土曜利用者数	18	9	8	11.5	10.8
	延長利用者数	－	－	5	9.2	7.3
なかよし ひつじ (宮川)	月初登録児童数	－	34	36	29.5	37.4
	土曜利用者数	－	7	5	5.4	7.4
	延長利用者数	－	－	2	2.5	6.6
わんぱく (山手)	月初登録児童数	39	41	37	35.8	46.4
	土曜利用者数	6	7	4	6.8	5.6
	延長利用者数	－	－	4	7.9	9.5
すぎのこ (岩園)	月初登録児童数	36	37	32	36.6	50.5
	土曜利用者数	11	12	7	7.1	8.4
	延長利用者数	－	－	5	8.3	12.6
やまのこ (朝日ヶ丘)	月初登録児童数	36	33	24	31.4	32.7
	土曜利用者数	6	4	5	3.1	1.5
	延長利用者数	－	－	－	8.2	9.0
しおかぜ (潮見)	月初登録児童数	40	40	34	39.0	48.9
	土曜利用者数	9	10	8	8.1	8.0
	延長利用者数	－	－	5	9.3	10.5
はまゆう (打出浜)	月初登録児童数	35	34	35	43.6	49.9
	土曜利用者数	9	3	9	15.6	10.5
	延長利用者数	－	－	－	8.5	14.3
らいおん (浜風)	月初登録児童数	29	29	36	42.5	43.5
	土曜利用者数	3	1	3	7.5	10.5
	延長利用者数	－	－	－	3.0	8.1
計	児童数	350	360	345	371	405
	月初登録児童数	330	339	323	353.7	394.9
	土曜利用者数	66	59	58	73.1	71.9
	延長利用者数	－	－	24	67.6	94.6

資料：事務報告書

※平成 20 年度では、ひまわり、なかよしは 1 学級となっているため、月初登録児童数と土曜利用者数はひかり、さくらにそれぞれ表記しています。
 ※月平均児童数となっています。

③ 子育て短期支援事業

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行っています。今後においては、こども家庭センターの協力と要請を実現するために芦屋市、西宮市、尼崎市が連携して指定施設の実現に向け取り組みを進める必要があります。

ア 施設一覧（平成 25 年 9 月末日現在）

施設種別	施設名	所在地
児童養護施設	子供の家	尼崎市若王寺
児童養護施設	三光塾	西宮市小松西町
児童養護施設	善照学園	西宮市山口町船坂
児童養護施設	小松のぞみの家	西宮市小松西町
児童養護施設	神愛子供ホーム(25 年度から)	神戸市東灘区住吉山手
児童養護施設	愛神愛隣舎(25 年度から)	神戸市灘区泉通
児童養護施設	双葉学園(25 年度から)	神戸市灘区鶴甲
児童養護施設	神戸真生塾(25 年度から)	神戸市中央区中山手通
乳児院	明石乳児院	明石市大久保町大窪
乳児院	伊丹乳児院	伊丹市北野
乳児院	真生乳児院(25 年度から)	神戸市中央区中山手通
乳児院	御影乳児院(25 年度から)	神戸市東灘区御影町
知的障がい児施設(※)	三田谷学園	芦屋市楠町

※知的障がい児施設については子育て短期支援事業の補助対象施設ではないため、イ及びウには含まれません。

イ 施設数

単位：施設

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
施設数	6	6	6	6	6

ウ 利用状況

単位：日、人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用日数	7	0	12	14	17
利用者数	1	0	2	3	4

資料：こども課

④ つどいの広場事業「むくむく」「ぷくぷく」（地域子育て支援拠点事業）

子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言、サービス提供者と利用者との連絡調整を行うなど、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場を提供しています。「むくむく」については、平成 22 年 7 月より福祉センター内の子育て支援センターに場を移し、相談機能を充実させセンター型に移行して実施しています。

ア 施設数

単位：施設

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
施設数	1	1	1	2	2

イ 利用状況（むくむく）

単位：回，人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施回数	240	239	242	242	239
延べ人数	8,572	6,912	20,925	24,331	25,139

ウ 利用状況（ぷくぷく）

単位：回，人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施回数				75	89
延べ人数				3,334	5,052

資料：事務報告書

⑤ 市立幼稚園預かり保育

園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、平成 25 年度より市立幼稚園全園において、教育時間後等に保育する預かり保育を実施しています。

ア 施設一覧

施設名	
精道幼稚園(25 年度実施)	宮川幼稚園(25 年度実施)
岩園幼稚園(25 年度実施)	小槌幼稚園
朝日ヶ丘幼稚園	西山幼稚園(25 年度実施)
伊勢幼稚園(25 年度実施)	潮見幼稚園
浜風幼稚園(25 年度実施)	

イ 施設数

単位：施設

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数			3	3	9

各年度 3 月末現在
平成 25 年度のみ 1 月末現在

ウ 利用状況（延べ人数）

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者			5,491	8,050	17,357

平成 25 年度のみ 1 月末現在
資料：教育委員会管理課

⑥ 一時預かり

保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育園で子どもを預かっています。

ア 施設一覧

施設名	
私立さくら保育園	私立山手夢保育園
私立芦屋こばと保育園	私立夢咲保育園(22年度開園)
私立浜風夢保育園	

イ 施設数

単位：施設

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
施設数	4	4	5	5	5

各年度 3 月末現在

ウ 利用状況（延べ人数）

単位：人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
非定型	6,351	5,478	5,792	6,273	5,130
緊急	1,506	1,113	1,869	1,438	1,229
合計	7,857	6,591	7,661	7,711	6,359

資料：事務報告書

○非定型保育（保護者の就労、職業訓練及び就学等により平均週 3 日を限定として継続的に家庭保育が困難になる就学前の児童。）

○緊急保育（保護者の傷病、災害、事故、出産（産前 1 か月 産後 1 か月）、看護、介護等の社会的にやむを得ない理由により緊急・一時的に家庭保育が困難となる就学前の児童。）

⑦ 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かっています。子育て社会のセーフティネットの一つとして、病児保育事業も平成 25 年 7 月から導入しています。

ア 施設数

単位：施設

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数		1	1	1	1

イ 利用状況

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 日あたり定員		3	3	3	5
年間利用延べ人数		12	44	22	150

資料：保育課

平成 25 年度の定員は 7 月から、延べ人数は 2 月末現在

⑧ ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とします。

ア 施設数

単位：施設

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
施設数	1	1	1	1	1

イ 会員数

単位：人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
依頼会員	757	821	871	906	598
提供会員	173	191	217	246	242
両方会員	61	86	88	94	85
合計	991	1,098	1,176	1,246	925

ウ 活動状況

単位：回

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
保育施設の保育開始時や保育終了後の 子どもの預かり	1,395	1,351	1,726	1,965	1,551
保育施設までの送迎	182	37	83	178	566
学童保育終了後の子どもの預かり	809	941	756	343	169
学校の放課後の子どもの預かり	238	454	386	255	179
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の 子どもの預かり	10	10	15	5	10
買い物等外出の際の子どもの預かり	326	246	215	123	140
その他	1,474	1,659	1,294	1,464	1,853
合計	4,434	4,698	4,475	4,394	4,468

資料：事務報告書

⑨ 妊婦健康診査

妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、母子手帳の交付を受けた方・芦屋市に転入された方を対象とし、妊婦健康診査にかかった費用を14回分まで助成を行っています。

単位：人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
助成者数	599	873	767	855	803

資料：事務報告書

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

妊産婦・新生児・乳幼児を対象に助産師、保健師等が家庭訪問をして子育て等の助言や相談を行っています。

単位：件

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
訪問件数	362	643	812	741	731
新生児訪問件数	85	62	51	47	14

資料：事務報告書

⑪ 育児支援家庭訪問事業

こんにちは赤ちゃん事業で判明した支援の必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問事業を実施し、保健師やヘルパーが訪問します。その事業が効果的に実施されるように定期的に担当者による連絡会を行い、連携を図っています。

単位：件

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
世帯数	1	2	3	1	1
訪問回数	1	3	15	1	15

資料：こども課

⑫ 要保護児童対策地域協議会（アスターネット）

児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦などに関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図っています。

ア 個別ケース検討会議 実施状況

単位：件、回

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
検討件数	13	26	48	43	29
開催回数	24	36	42	59	57

資料：事務報告書

イ 家庭児童相談の相談状況

単位：件

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
養 護	児童虐待相談	72	92	62	78	80
	その他の相談	47	52	78	79	70
保健相談		0	0	5	2	3
障 害	肢体不自由相談	0	1	0	0	0
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0
	言語発達障害等相談	3	3	8	2	0
	重症心身障害相談	0	0	0	0	1
	知的障害相談	4	4	1	2	1
	自閉症等相談	9	10	10	6	6
非 行	ぐ犯行為等相談	3	8	6	8	3
	触法行為等相談	0	0	2	3	4
育 成	性格行動相談	29	56	48	37	43
	不登校相談	23	24	18	16	23
	適性相談	0	0	0	0	1
	育児・しつけ相談	22	42	32	57	62
	その他の相談	5	6	3	3	6
計		217	298	273	293	303

資料：こども課（各年度 4 月 1 日現在）

ウ 民生委員・児童委員数、主任児童委員数及び相談状況

単位：件

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
民生委員・児童委員数	112	112	112	112	112
上記のうち 主任児童委員数	4	4	4	4	4
児童に関する相談件数	327	531	398	556	816

資料：地域福祉課

エ その他機関での相談状況

単位：件

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
打出教育文化センター	592	354	604	591	800
教育相談	581	348	589	583	770
一般教育相談	11	6	15	8	30
青少年愛護センター	15	14	30	17	11
カウンセリングセンター	258	167	354	405	429
母子・父子家庭相談	760	767	809	743	683

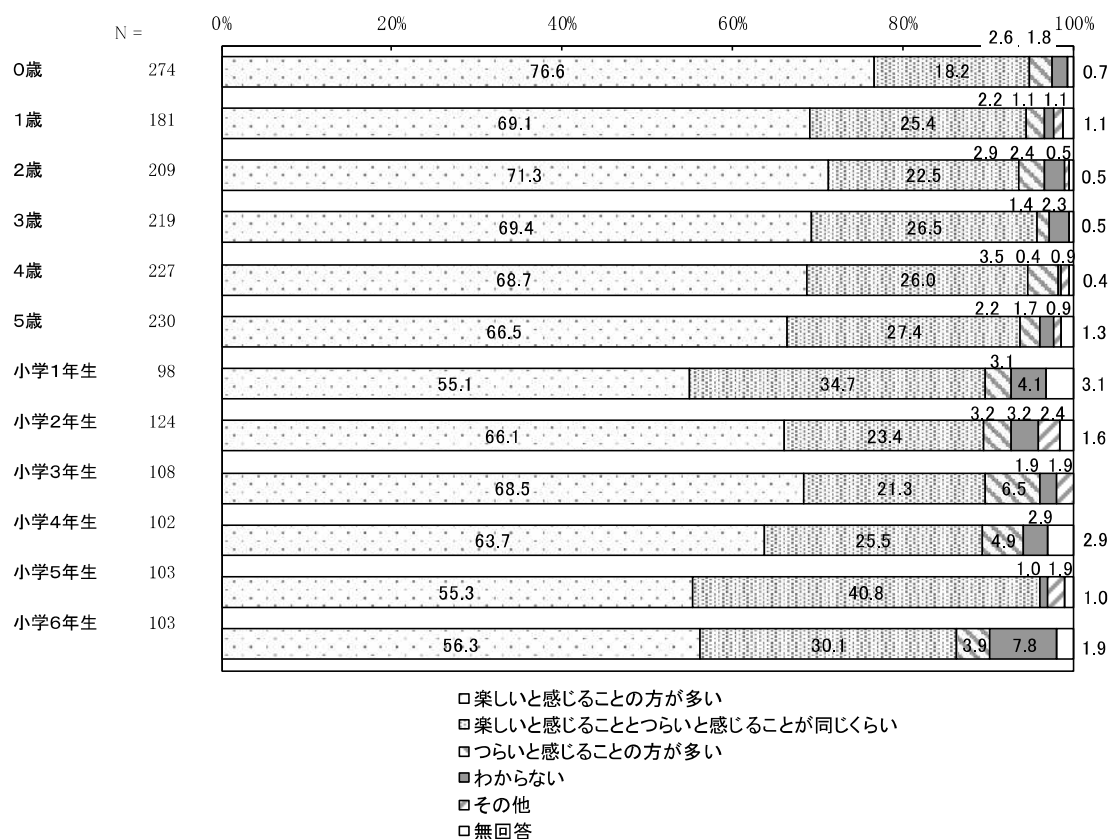
資料：事務報告書

4 アンケートから見られる現状

(1) 子育ての感じ方

子育ての感じ方について、「楽しいと感じることの方が多い」人が就学前児童で約7割、小学生で6割以上となっています。

子育ての感じ方【就学前児童：問 28 小学生児童：問 22】（S A）



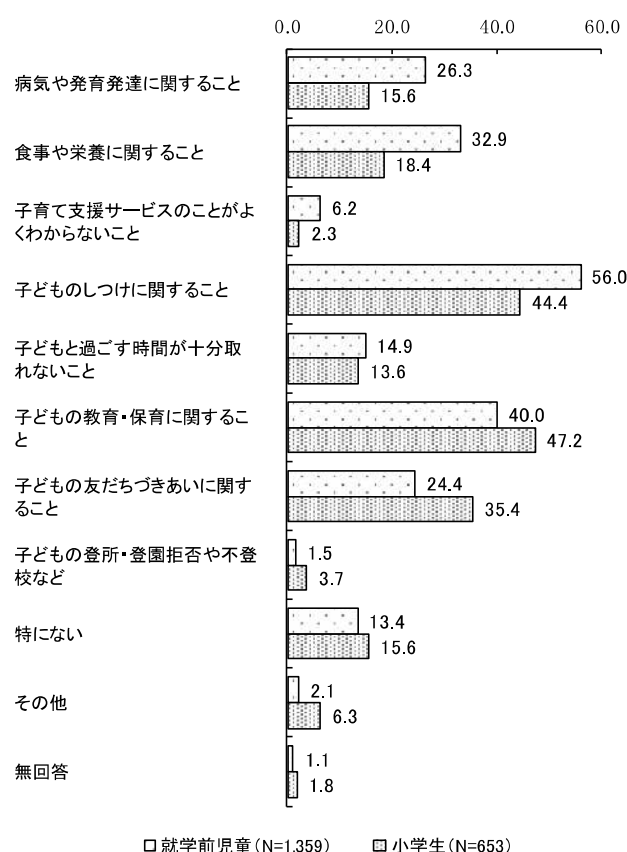
資料：子育て支援に関するアンケート調査

(2) 子育てにおいて日常悩んでいること

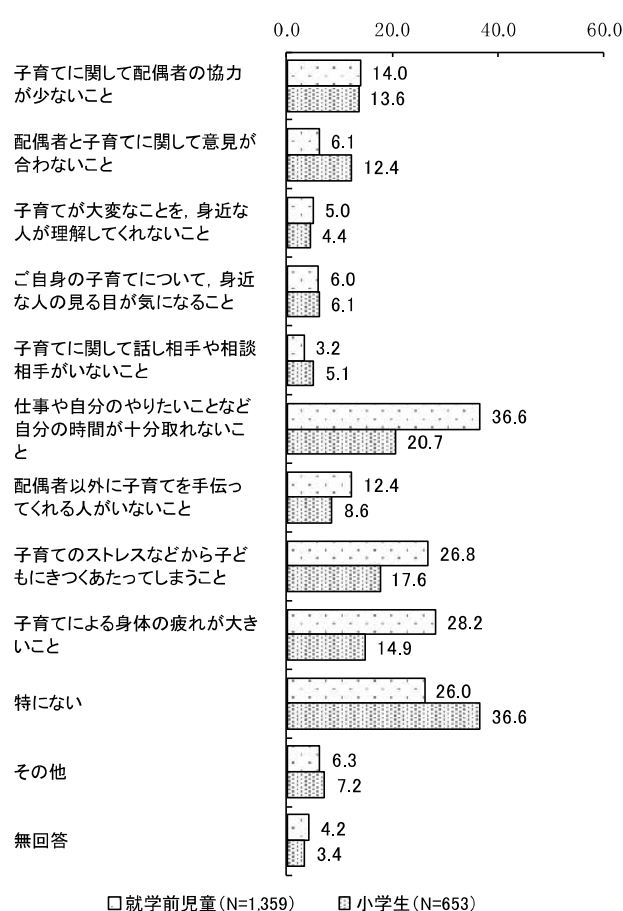
子どもに関することで、日常悩んでいること、あるいは気になることは、就学前児童で、「子どものしつけに関すること」が最も高く、次いで「子どもの教育・保育に関すること」となっているのに対し、小学生では、「子どもの教育・保育に関すること」が最も高く、次いで「子どものしつけに関すること」となっています。

自身に関することで、日常悩んでいること、あるいは気になることは、就学前児童は、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が最も高く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きいこと」、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」となっています。一方、小学生では、「特にない」が最も高くなっています。

子どもに関することで日常悩んでいること
【就学前児童：問 29（１）小学生児童：問 23（１）】
(MA)



ご自身に関することで日常悩んでいること
【就学前児童：問 29（２）小学生児童：問 23（２）】
(MA)

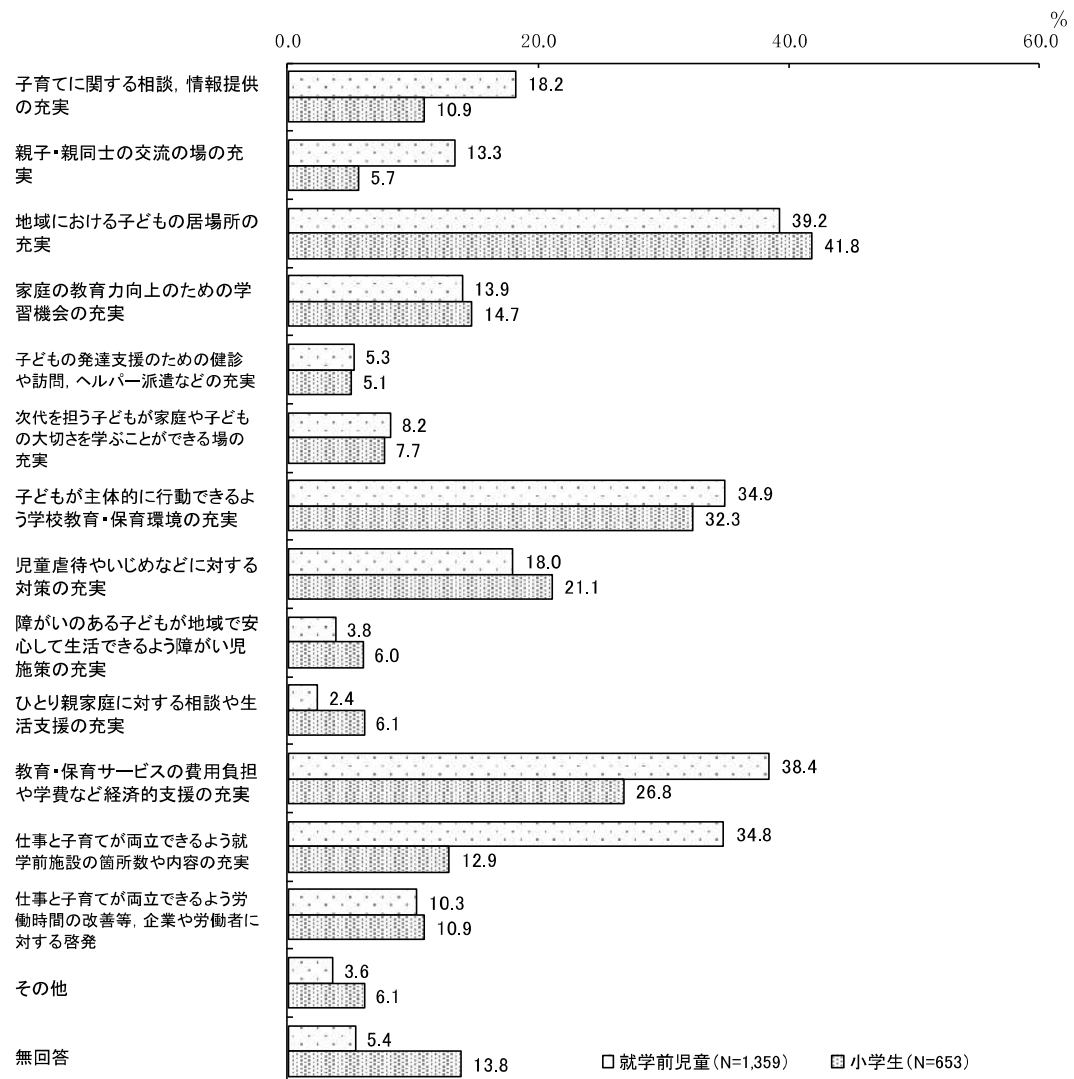


資料：子育て支援に関するアンケート調査

(3) 子育て支援施策に期待すること・重要なこと

子育て支援施策に期待すること・重要なことは、就学前児童及び小学生ともに、「地域における子どもの居場所の充実」が最も高くなっています。

芦屋市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと
【就学前児童：問 31 小学生児童：問 25】(MA 3つまで)



資料：子育て支援に関するアンケート調査

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、すべての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、また、これからの社会を担う力として大切な存在となります。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての市民に共通する願いでもあります。

子育ての出発点は家庭であり、子どもの基本的な生活習慣や能力を育てることは親が担うべき重要な役割ですが、急激な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化により、家庭の機能の定義づけが困難になっている中で子育ての意識も変わり、子どもの育ちとともに親としての育ちにも様々な影響を及ぼしています。

子どもの成長を見守り、育んでいくことは何ものにも代えがたい大きな喜びともなるもので日々感じる子育ての楽しさや喜びをバネとして、責任と愛情のある子育てを通じて、親子がともに成長し合えるように、社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切です。

第 4 次芦屋市総合計画において「人と人がつながって新しい世代につなげる」、という基本方針を掲げ「地域で安心して子育てができていく」まちを目標に、これから本格的に到来する人口減少社会に向けて子どもを産み育てたいという個人の希望がかなうような社会を実現するためにも行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの取り組みを進めていきます。

みんなで育てる芦屋っ子

～ あすを担うすべての子どもが
しあわせに育つための
やさしいまちづくり ～

2 基本的な視点

(1) 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

(2) 親としての育ちの視点

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのために、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

(3) 地域での支え合いの視点

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組み作りに取り組みます。

(4) 子育て環境の充実の視点

子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じて、妊娠・出産期から幼児期の学校教育・保育に至るまで、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれている子どもの人権の尊重を守る取り組みを進めます。

3 基本目標

(1) 家庭における子育てへの支援

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境にしていくことを推進します。

(2) 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、「豊かな心」と、「健やかな体」を身につけていくことが必要です。

乳幼児期の愛着形成の重要性や幼児期的人格形成の特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、保育所・幼稚園・小学校の教職員が保育・教育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう市立・私立、保幼・小連携を強化します。

(3) すべての子どもの育ちを支える環境の整備

障がいのある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、すべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てを通して地域に参加する人々のつながりを支援しながら、地域ぐるみで子育てに取り組みます。

(4) 仕事と子育ての両立の推進

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けるとともに非正規雇用割合も増えています。子育てと仕事を両立することができる環境にしておくことが重要です。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

4 圏域設定

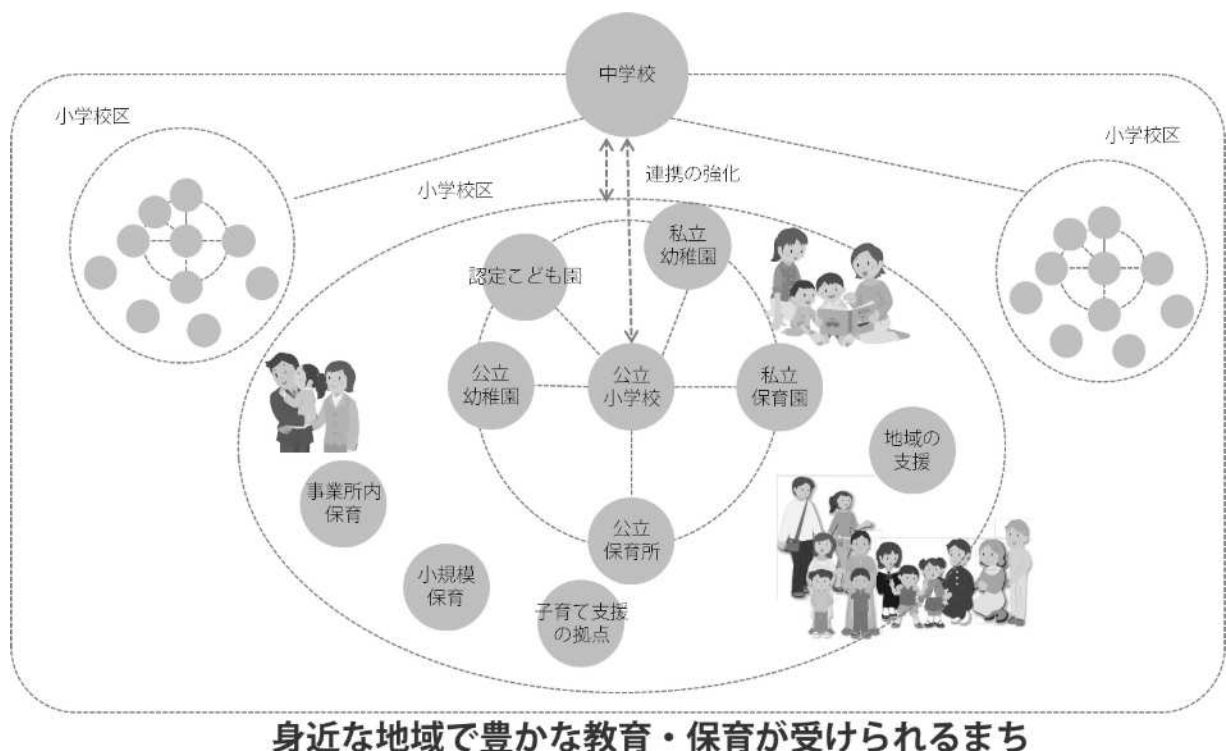
(1) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。

本市では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮していく必要があることから、福祉の事業や計画などに「日常生活圏域」として共通して用いられている中学校区（3圏域）を教育・保育提供区域の基本とします。

今後は、中学校区を一つの単位として、幼稚園、保育所、小学校をはじめ、小規模保育等の様々な施設を活用し、身近な地域で豊かな教育・保育が受けられるまちを整備していきます。

芦屋市における子ども・子育て支援体制のイメージ



幼稚園及び保育所等の配置図

